

第4回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年3月19日（火）午前9時30分
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 木戸 賢治

委 員

1番 鈴木 隆	2番 大津 康男	3番 菊地善一郎
4番 二瓶 崇	5番 高野 進	6番 菅井 大輔
7番 齋藤 澄子	8番 山口 久人	9番 木村富士男
10番 武藤 常雄	11番 小林 博行	12番 小沢 勝則
13番 小林千代松	14番 横山 敏光	15番 佐藤 光伸
16番 渡部 信夫	17番 庄司 英喜	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第5号 会務報告について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 18 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 20 号 現況確認証明申請について

議案第 21 号 農用地利用集積計画について

議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 詛 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 長谷川 修

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。本日は朝早く、また本格的な農作業が始まり大変お忙しいところ第 4 回農業委員会総会にご出席をいただきまして、誠にご苦勞様でございます。最適化推進はもちろんですが、地域計画の策定ということで皆さんには大変ご苦勞をおかけしており

ます。今後も引き続き事務局と打ち合わせ等を密におこない、前に進めていただきたいとお願いを申し上げます。

本日の総会には、報告2件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第4回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、5番 高野進委員、6番 菅井大輔委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第5号 会務報告について」、「報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第5号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔19件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第5号及び報告第6号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第5号及び報告第6号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号及び報告第6号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定5件、所有権移転7件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、No.2、No.3については、17番 庄司英喜委員、No.4、No.5については、3番 菊地善一郎委員、所有権移転のNo.1、No.3については、16番 渡部信夫委員、No.2については、9番 木村富士男委員、No.4、No.5については、4番 二瓶崇委員、No.6については、14番 横山敏光委員、No.7については、10番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔権利設定のNo.1、No.2、No.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司です。農地法第3条権利設定の案件No.1からNo.3について、ご報告をさせていただきます。去る3月6日午前中にそれぞれの関係者の立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。案件No.1の〇〇〇さんについては、譲受人の農業用施設から近い畑であり、水の便も悪いということで、譲受人はそばを栽培する予定であります。なお、併せて〇〇〇地区は水田の基盤整備の際に畑をすべて名寄せという形で一画に寄せた関係もあり、大変苦労している様に見受けられました。案件No.2の〇〇〇さん、案件No.3の〇〇〇さんに

については、基盤整備対象外の農地であり、地形もあまり良くなく、また近隣には住宅も多いところで、今までも農作業には苦勞していた様であります。しかしながら譲受人の方は、これまでの実績からしても十分に管理出来るものと考えます。以上を踏まえまして、本申請に伴う権利の取得については周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○菊地善一郎委員

〔権利設定のNo. 4、No. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地です。農地法第3条権利設定の案件No. 4、No. 5 についてご報告いたします。去る3月2日の午後、被設定人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに内容の聞き取り調査を行いました。設定人のお二方につきましては、賃借人にすべて任せてあるということで、被設定人の〇〇〇さんより聞き取り調査を行いました。農機具、農作業小屋の確認、現地調査を行った結果、本申請に伴う権利の取得については周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしましたのでご報告いたします。以上です。

○渡部信夫委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部です。農地法第3条所有権移転の案件No. 1 及びNo. 3 について、ご報告申し上げます。まずNo. 1 の案件でございますが、去る3月3日午後1時30分より、譲渡人並びに譲受人の立ち会いのもと現地調査を行いました。申請地は、これまでも譲受人の〇〇〇さんが長く耕作しておられました農地であります。また譲渡人である〇〇〇さんの要望もあり、売買の運びとなったということでございますので、権利は移転となりますが引き続き耕作者が変わらず耕作されるということを確認できましたので、本申請に係る権利の取得につきましては、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしましたのでご報告いたします。

続きまして、案件No.3でございますが、去る3月2日午前9時から譲渡人並びに譲受人の立ち会いのもと現地調査を行いました。この件につきましても、案件No.1と同様にこれまで譲渡人の〇〇〇さんがこれまでも耕作していた農地であり、今回譲渡人の要望により売買の手続きに至ったと伺っておりまして、引き続き譲受人が耕作されるということでございますので、本案件につきましても本申請に伴う権利の取得につきましても、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしましたのでご報告いたします。以上であります。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第3条所有権移転の案件No.2について、補足説明いたします。去る3月7日午後1時30分ごろから、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんの奥様の〇〇〇さんと私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。現地は、きちんと畑として利用された跡がありました。現地の畑は〇〇〇さん宅からは少し離れており、また〇〇〇さん宅のすぐ近くという場所にありました。約35年ぐらい前から荒らさなければいいということで、親の代から無償で借り受けていたとのことでした。申請地のすぐ隣にも〇〇〇さんが耕作している畑があり、まとめてきちんと管理するとのことでした。〇〇〇さんは非農家で使わない農地を少し整理したいとのことでした。無償での譲渡になったとのことでした。今回の所有権移転については、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.4、No.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。農地法第3条所有権移転の案件No.4とNo.5について、説明申し上げます。去る3月11日午後3時30分ごろから譲渡人の〇〇〇さんには電話にて、譲受人の〇〇〇さんの立ち会いのもと現地調査と聞き取り調査を行いました。申請地は地目は畑でありまして、譲渡人が相続により取得したものでありますが、市外在住で耕作管理が出来ないた

め、譲渡することになったものです。申請地は譲受人の〇〇〇さんの畑と隣接しており、10年ほど前から譲受人が畑として耕作管理しており、今般購入することになったということでもあります。周りは畑であり周辺農地に支障を及ぼすことなく、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。

続きまして、案件No.5について説明申し上げます。こちらも案件No.4と関連した隣合わせの畑でありまして、同じく3月11日午後3時ごろから、No.4と同じ様に譲渡人の〇〇〇さんにおいては電話で、譲受人の〇〇〇さんの父〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は地目は畑ではありますが、作付はされておられません。また、譲受人の畑と隣接しておりまして、2年ほど前から譲受人が自作地と一緒に草刈り程度の管理を行っておりました。申請理由にもありますように市外在住で耕作管理が出来ないため、譲り渡すものとなったものであります。また、譲受人は認定農業者でもありますので、周辺農地に支障を及ぼすことなく、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○横山敏光委員

〔所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番横山です。農地法第3条所有権移転の案件No.6の補足説明を申し上げます。去る3月9日午後1時15分ごろ譲渡人の〇〇〇、譲受人の〇〇〇さん親子と面談し、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんは、78歳と高齢になり息子さんに田んぼ、畑の耕作をお願いしたいということでもあります。〇〇〇さんは若松市で勤めておりますが、兼業農家としてやって行くという思いになったため譲り渡すということとなりました。水田は同じ集落の〇〇〇さんという方に耕耘、代掻き、田植え、稲刈り乾燥調製の機械を使った作業を委託しており、〇〇〇さんは水の管理、草刈り、出荷という形で営農をして参りました。息子さんの〇〇〇さんも同じ様にやって行くということで、耕作については問

題ないかと思います。田んぼもきれいに管理された跡がありまして、畑も大豆、かぼちゃを作付しておりまして、畑作業などは〇〇〇さんがその周辺の畑作の中心として管理されて来たのが一望できた次第であります。よって、問題なく今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○武藤常雄委員

〔所有権移転のNo. 7 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番武藤です。農地法第3条所有権移転の案件No. 7 について、ご報告いたします。去る3月13日午前10時ごろより、譲渡人の〇〇〇さんとは電話にて、譲受人の〇〇〇さんとは現地にて聞き取り調査を行いました。お二人とももともと本家、分家の親戚関係にありまして、〇〇〇さんが、仙台市に住んでおり耕作管理出来ないということで、荒らさないように〇〇〇さんをお願いしたいとのことでございます。〇〇〇さんも自家野菜を栽培し管理をしてくれているということで、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしましたのでご報告いたします。以上であります。

○議長

はい、17番庄司委員

○庄司英喜委員

17番庄司です。先ほどの案件No. 1、No. 2、No. 3 の報告の中で賃借人の〇〇〇さんについて、譲受人ということで発言をしたと思いますが、賃借人ということで修正をお願いしたいと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第17号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申
請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、12番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足
説明がありましたら報告を求めます。

○小沢勝則委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番小沢です。農地法第4条の案件No.1について、現地調査の結果を
ご報告いたします。去る3月8日午後3時ごろから田中推進委員と私、
山都支所の安部主査で、被設定人〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を
行いました。本案件は3年ごとの許可申請ということで、今回で4回に
なります。申請地は〇〇〇さんの自宅付近で、転用の目的は太陽光発電
装置設備です。装置の下は菜種を栽培し、営農型発電を行っています。

農業用排水は周囲の農地には支障はなく、境界からの距離を1 m以上とり日照条件にも影響はないものと思います。以上のことから申請は妥当であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第18号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、17番 庄司英喜委員、No.2については、
15番 佐藤光伸委員、有権移転のNo.1については、9番 木村富士男委員

より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔権利設定のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司です。農地法第5条権利設定の案件No. 1 について、現地調査並びに聞き取り調査の結果について、報告をさせていただきます。去る3月13日午後2時ごろから、設定人の〇〇〇氏、同じく〇〇〇氏及び被設定人の株式会社〇〇〇、株式会社〇〇〇の代理人である〇〇〇行政書士、並びに今回設計を担当しました有限会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇氏の立ち会いのもと、木村富士男農業委員と私、併せて事務局の誼高次長とともに現地調査並びに聞き取り調査を行いました。事務局から申請内容の説明の後、代理人の〇〇〇氏、〇〇〇氏の両者からそれぞれの説明を受け、計画地域周辺に隣接する既存の水路や農道への影響とともに、周辺農地に係る営農条件の支障の有無について現地調査をいたしました。申請地は3方向が道路に接しており、隣接する農地は休耕地であり、年に1、2回程度重機などを入れて草刈りをしている状態です。また、雨水、汚水の排水計画についても報告します。敷地内の側溝と取水升の設置や合併式浄化槽の設置を予定していることから、既存の保全管理並びに農業用排水、その他周辺の農地に支障がないものと思います。なお、併せてこの件については2月20日前後のころに〇〇〇土地改良区も農業水利費の問題もありますので、現地確認を行いそれぞれ以上がないと報告を受けております。以上であります。

○佐藤光伸委員

〔権利設定のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番佐藤です。農地法第5条権利設定の案件No. 2 について、補足説明いたします。去る3月8日午後3時から被設定人の〇〇〇専務、土地改良区の〇〇〇氏、高郷総合支所の小林氏、農業委員会からは武藤委員と私で現地確認を行いました。先月承認した砂利採取の件との関連申請です。採取後の埋め戻し用の土砂の仮置き場として使用するための許可申

請です。埋め戻し土砂は県発注工事から出た残土になります。現在残土については、別箇所へ堆積しておりますが、作業効率と作業期間の短縮を考え、より近くにある本申請地の使用許可となりました。現在、農業用用水路を跨いで農機の搬入路になっておりますが、現在の搬入路については使用しないで、別に土砂運搬専用車両の搬入路を設置することによって、用水路への影響はない旨を説明していただきました。また、農繁期については農業用の車両を最優先させ、土砂運搬車両の減速を行うなどの説明を受けました。以上により現地確認と聞き取り調査を行った中では、本申請は妥当なものと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第5条所有権移転 案件No.1について、補足説明いたします。去る3月13日午後1時55分ごろから、〇〇〇行政書士、庄司委員、事務局から誂高次長と私の4人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんは都合により欠席でした。現地は、北側と東側は道路で周りはすべて住宅という環境の中の畑でした。道路との段差もありませんでした。取水は公営水道を利用し、排水については雨水は地下浸透及び市道既存側溝へ排水し、汚水は下水道が来ていないため、合併浄化槽を設置して市道既存側溝へ排水する計画になっております。周囲に農地はなく、日照、通風等に支障はありませんでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第19号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第20号 現況確認証明申請について」を議題とい
たします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、9番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足
説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。現況確認証明案件No.1について、補足説明いたします。
去る3月13日水曜日午後2時50分ごろから、申請人の〇〇〇さん、庄司
委員、高橋推進委員、事務局から誼高次長と私の5人で現地調査並びに
聞き取り調査を行いました。申請地は山間部の中にあり直接現地までは
車で行くことが出来なく、途中で車を止めて歩いて行かなければならな
い状態でした。また、畑への進入道路については倒木があったり、一部
が崩れていて状態は非常に良くありませんでした。それでも現地の確認
をしましたら、松の木と雑木が生い茂り、申請のとおり山林化しており

ましたので、今回の申請は妥当であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第20号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

はい、18番木戸委員

○木戸賢治委員

18 番木戸です。議案第 21 号の議案についてですが、農用地利用集積計画についてであります。時間短縮のために議案の説明は新規のみとすることで限定しておりましたが、加えて借り手の資格状況と同様に設定理由及び備考の読み上げは、記載のとおりとして省略することを提案いたします。なお、今後も同じ取り扱いでお願いしたいと思いますので、ご協議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長

只今、木戸職務代理者から提案がありました、設定理由及び備考の読み上げの省略について、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、本議案第 21 号の農用地利用集積計画に関わる利用権の設定理由及び備考の事務局の読み上げは省略することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第21号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.60、No.91、No.100、No.138、No.139、No.140、No.141を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.60、No.91、No.100、No.138、No.139、No.140、No.141を除く案件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第21号のNo.60、No.91、No.100、No.138、No.139、No.140、No.141を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、18番木戸委員

○木戸賢治委員

18番木戸です。基盤法の所有権移転の案件No. 2 についてですが、資格状況について、自作地が13,734㎡、借入地が210㎡、合計で13,944㎡ですが、これはあっせん基準に達していないと思われますか、いかがでしょうか。

○事務局

所有権移転の案件No. 2 の○○○さんの関係でございますが、こちらにつきましては拡大意向があるということで、基準到達を目指していくということで、受付している内容でございます。

○議長

木戸委員よろしいですか。

○木戸賢治委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

○議長

はい、14番横山委員

○横山敏光委員

14番横山です。利用権の案件No.62について、利用期間が1年ということと41ページの案件No.71の10a当り無償という部分、50ページの96番の利用期間が2年という部分、53ページの103番の利用期間が1年、69ページの145番、146番、147番の3件が10a当り無償となっています。それぞれ、その理由について教えていただきたいと思います。

○事務局

まず、38ページのNo.62について1年間につきましては、とりあえず1年ずつ更新して行きたいという内容であります。1年間だけといあえずやらせていただきたいという内容でございまして、1年ずつの更新でやっている様であります。続いて41ページのNo.71の案件でございしますが、荒らすよりは条件も悪いところなので、無償でもお願いしたいとのことです。市外在住で耕作管理出来ないため、とにかく荒らさないようにやってほしいという内容ということで聞いております。続いて50ページのNo.96のこの2年間というのは、借り手の〇〇〇さんは認定農業者ではありますが、年齢も重ねて来るにつれてある程度長い期間の5年間、10年間というよりは、まず2年間で様子を見て、そこから体調に応じて更新をして行くという次第で、この様な形になっております。53ページNo.103のこちらの利用期間1年間というのは、借り手の方の〇〇〇さんとしては5年間とか10年間という長い期間で借りたいという意向があり

ましたので、事務局の方からも貸しての〇〇〇さんの方にも連絡を取っていましたが、今までも1年、1年更新していたという経緯があったのと同時に万が一があった際に、貸借期間が残っていると不都合がある等の話しもありましたので、1年、1年の更新で今後も続けて行くというところであります。続きまして、69ページのNo.145、146、147の賃借料の無償の理由につきましては、貸し手と借り手でお話し合いをいたしまして、荒らさない様に作ってもらうだけで無償で良いということで、双方で納得の上の今回の契約ということになりましたので、ご報告いたします。

○議長

横山委員よろしいですか。

○横山敏光委員

概ね理解は出来ましたが、No.62の1年ずつやって来たという話でしたけれども、確かこれは前回5年間の利用権設定でやって来た再設定のはずだと思いますが、なぜそれを1年ずつやって来た経緯があるとなったのでしょうか。

○事務局

今の横山委員のご指摘のとおりでございます。今確認しましたところ、5年間ずつやって来たということで答弁に誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げたいと思います。5年間ずつやって来ましたけど、今回につきましては、1年間だけで様子を見させてほしいということで双方で1年間の申請になった経過があるようでございます。今ほど指摘されたとおりで5年間でございました。訂正してお詫び申し上げたいと思います。

○横山敏光委員

5年前の再設定の時には、宮ノ前の4、5、17、18-1、18-2の5筆1町2反位の面積が入っていたはずなんですけど、今回はそちらはどうなったのでしょうか。

○事務局

宮ノ前の4、5、17、18-1、18-2ということによろしいでしょうか。5年前の設定につきましては、〇〇〇さんの名義で利用権設定が行われたということでございますが、当時この5筆につきましては〇〇〇さんのご兄弟のお子様が権利者となっていたということでございます。当時の受付状況につきましては、今現在当時の職員がおりませんので不明確なところがございますが、当時は本来の名義者が不在であったということで、どうしてもこの土地を荒らさないでほしいということで、〇〇〇さん名義で申し出があったということで、その当時貸し借りが行われてしまったという経緯がございます。この貸し借りが適正であったかと言われれば、不適切なところもあったかと思われませんが、今現在3月31日で期間満了を迎えるということでございまして、今言われた土地につきましては、今現在未定という状況でございます。

○横山敏光委員

岩下局長の説明は良くわかります。今いるスタッフは多分5年前は誰もいなかったのだろうと思いますけども、今言われた別人が所有しているというのは実を言うと5年前に再設定した段階でもう既に前の所有者は亡くなっていていなかった。つまり、相続がまだ出来ていなかった状態で〇〇〇さん名義で〇〇〇が利用権設定を行ったということです。今のスタッフは原因は何でそうなったのかは説明出来かねるところがあると思いますが、これは〇〇〇の詐欺行為にもあたる部分だろうと思います。当時の農業委員会がそれをどういう形で見逃して来たのかというのは、大きな事件にもなる問題だなと私は思うわけです。それについて、当時の経緯を知っている方がいらっしゃればその辺を説明願いたいと思います。

○事務局

今程、横山委員さんが言われました。当時の貸し借りや総会の内容等につきましては、詳しくわかる者がおりませんので、お答えすることが

出来ませんが、当時〇〇〇さんの申し出の中にご兄弟の息子さんの権利を持った土地も含めて貸借がなされてしまったということでございます。その小作料の支払い等につきましては、〇〇〇さん名義分の土地代につきましては、〇〇〇さんの方に、この5筆につきましては〇〇〇さんのご兄弟の方、今の権利を持っているお母さん名義の口座に支払われていたと伺っているところでございます。最終年につきましては、〇〇〇さんのご兄弟が亡くなられていたということで、本来であればその時点で口座の方は閉鎖ということになっていたかと思いますが、4年分につきましては閉鎖されておりませんので、そのまま振り込んでいたということを伺ってございます。残りの1年分については閉鎖がされたということで、今現在〇〇〇さんの方で預かり金という形で処理をしているということを伺っているところでございます。以上です。

○横山敏光委員

少し正す部分がありますが、私の方の情報では、地権者であります〇〇〇さんは〇〇〇からお金をもらっていないという様な話をされていると聞いております。本来ならば〇〇〇さんが支払うべき相手が不明な場合は、普通どこにするかと言うと裁判所に供託するんですが、私の方で預かってますというのは支払ったということにはならないはずなんです。ということは、詐欺行為をやっているというふうに断定させるを得ない状況にもなるわけです。そういった部分について、いわゆる農業委員会を謀っているということにもなる訳で、それを放置することはいかななものかと私は思いますので、これを今すぐここでどうこうとはならないと思いますので、その様な部分についてはきちっと農業委員会は対応すべきだと思っておりますので、その辺の思いについて伺って終わりたいと思います。

○事務局

今の横山委員さんからのご指摘でございますが、今現在〇〇〇さんとの話の内容につきまして、先程申し上げたところではございますが、改

めて過去5年間の内容の支払い等につきまして、もう一度再度確認させていただきたいと思います。以上です。

○議長

横山委員よろしいですか。

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

○議長

はい、木戸委員委員

○木戸賢治委員

18番木戸です。この案件No.62についてですけれども一旦休議をお願いしたいと思います。

○議長

職務代理の方から休議という声があがりましたので、トイレ休憩も含めて10分位休議したいと思います。

(休 議) 11 : 36

(再 開) 11 : 45

○議長

それでは、議事を再開したいと思います。今程のNo.62に案件について、局長の方から説明をして、皆さんに了承を得たいということでお願いしたいと思います。

○事務局

先程のNo.62の案件に関連する横山委員からのご指摘でございますが、No.62の案件については本人名義の農地の貸借ということで、本総会に提案したところでございます。その外の関連のお答えした件につきまして

は、改めて必要な調査があれば行って参りたいと考えております。以上です。

○議長

ということで、ご了解願いたいと思います。

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号のNo.60、No.91、No.100、No.138、No.139、No.140、No.141を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号のNo.60、No.91、No.100、No.138、No.139、No.140、No.141を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第21号のNo.60、No.100の案件について」を議題いたします。

なお、本案件につきましては、6番 菅井大輔委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菅井大輔委員の退席を求めます。

※（ 6番 菅井大輔委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.60、No.100の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第21号のNo.60、No.100の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号のNo.60、No.100の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号のNo.60、No.100の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

6番 菅井大輔委員の着席を求めます。

（6番 菅井大輔委員着席）

○議長

続きまして、「議案第21号のNo.91の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、18番 木戸賢治委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、木戸賢治委員の退席を求めます。

※（18番 木戸賢治委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明させます。

○事務局

〔No.91の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第21号のNo.91の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号のNo.91の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号のNo.91の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

18番 木戸賢治委員の着席を求めます。

（18番 木戸賢治委員着席）

○議長

続きまして、「議案第21号のNo.138、No.139、No.140、No.141の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、12番 小沢勝則委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、小沢勝則委員の退席を求めます。

※（12番 小沢勝則委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明させます。

○事務局

〔No.138、No.139、No.140、No.141の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第21号のNo.138、No.139、No.140、No.141の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号のNo.138、No.139、No.140、No.141の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号のNo.138、No.139、No.140、No.141の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

12番 小沢勝則委員の着席を求めます。

（12番 小沢勝則委員着席）

○議長

続きまして、「議案第22号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積等促進計画のNo.14を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.14を除く案件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第22号のNo.14を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

お諮りいたします。議案第22号のNo.14を除く案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号のNo.14を除く案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第22号のNo.14の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、18番 木戸賢治委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、木戸賢治委員の退席を求めます。

※（18番 木戸賢治委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明させます。

○事務局

〔No.14の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第22号のNo.14の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第22号のNo.14の案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号のNo.14の案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

18番 木戸賢治委員の着席を求めます。

(18番 木戸賢治委員着席)

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第4回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 11 : 58